

該当任意継続組合員 様

公立学校共済組合静岡支部長

マイナ保険証への完全移行に伴う資格確認書の交付及び任意継続組合員証等の取扱いについて（通知）

マイナンバー法の改正により、令和 7 年 12 月 1 日をもって任意継続組合員証・任意継続組合員被扶養者証（以下これらを「健康保険証」という。）の利用が終了し、同年 12 月 2 日からマイナ保険証（健康保険証として利用登録したマイナンバーカード）の利用を基本とする仕組みに完全移行します。

については、マイナ保険証の利用登録をしていないなどの理由によりマイナ保険証を利用できない任意継続組合員又はその被扶養者の方で、且つ、資格確認書を所持していない方に対し資格確認書を一括交付しますので、下記により受領いただき、今後、医療機関を受診等される際に御利用ください。

記

1 資格確認書の一括交付について

(1) 交付対象者

令和 6 年 12 月 1 日（健康保険証発行廃止日）以前に任意継続組合員又はその被扶養者の資格を有し、現在、有効な健康保険証を所持している方で次に該当する方

・マイナンバーカードを取得していない方
・マイナ保険証の利用登録をしていない方
・マイナ保険証の利用登録を解除した方
・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限から一定期間経過した方

(2) 配付書類

ア 受領いただく物

	名 称	備 考
1	通知文書	当文書（両面 1 枚）
2	資格確認書	被扶養者の方がいる場合は、被扶養者分も受領してください。
3	臓器提供意思表示欄 保護シール	
4	リーフレット※1	資格確認書を受領する組合員に 1 冊※2
5	資格確認書受領書	受領サイン（押印も可）をしたうえで返送をお願いします。

※1 名称「令和 7 年 12 月 2 日から組合員証・組合員被扶養者証は利用できなくなります」

※2 配付対象者の方一人につき1冊ではありませんので御留意ください。
被扶養者の方が別居しているなど別にリーフレットが必要な場合は、
コピーを取るなどの対応をお願いします。

イ その他

一括交付に当たっては、資格確認書の交付申請は不要です。

2 健康保険証等の取扱い

(1) 健康保険証

返送は不要です。令和7年12月2日以降、各自で個人情報を読み取れない
ようにし、破棄してください。

(2) 健康保険証以外の証（所持者のみ）

証の名称	対 応
・ 高齢受給者証	<u>有効期限到来後に破棄</u> してください。※3 ただし、今後、医療機関の窓口で資格確認 書を提示する場合は、原則、不要となります。
・ 限度額適用認定証 ・ 限度額適用・標準負担額 減額認定証	<u>有効期限到来後に返送</u> してください。※3 <u>（今後も利用します）</u> 今後は、医療機関の窓口で資格確認書と ともに御提示ください。
・ 特定疾病療養受領証	<u>返送は不要です。</u> ※3 <u>（今後も利用します）</u> 今後は、医療機関の窓口で資格確認書と ともに御提示ください。

※3 (1)及び(2)について、資格喪失日（認定取消日）が令和7年12月1
日以前の場合は、従前どおり届書に添付して健康保険証等を返送してい
ただく必要がありますので、御留意願います。

3 資格確認書受領書等の返送先

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

公立学校共済組合静岡支部 共済業務班給付担当

※ 恐れ入りますが、返信用封筒は御用意ください。

4 その他

(1) マイナ保険証の利用登録をしている方については、資格確認書を交付する
ことはできません。マイナ保険証の利用登録の解除を希望する場合は、「マイ
ナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書（組合員・被扶養者関係
様式第24号）」を提出してください。希望者には様式を別途郵送します。

(2) 一括交付に関して御不明な点がございましたら担当まで連絡をお願いしま
す。

担 当 共 済 業 務 班 給 付 担 当
電話番号 054-221-3135

資格確認書受領書

任意継続組合員

- 1 交付枚数2 枚
- 2 リーフレット1 冊
- 3 交付対象者

No.	受領年月日	組合員番号	枝番	対象者氏名	リーフ 配付
1	令和 7 年 月 日	00789012	00	任継 篤人	○
2	令和 7 年 月 日	00789012	01	任継 祥子	

公立学校共済組合静岡支部長 様

上記のとおり確かに資格確認書を受領いたしました。

組合員分 枚

被扶養者分 枚

令和 年 月 日

組合員番号

組合員氏名